

三次市教育委員会議案第26号

三次市学芸アドバイザーの任命について

三次市学芸アドバイザー設置規則（平成29年三次市教育委員会規則第1号）
第4条第1項の規定により，別紙の者を三次市学芸アドバイザーに任命すること
について，議決を求める。

平成29年3月24日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由